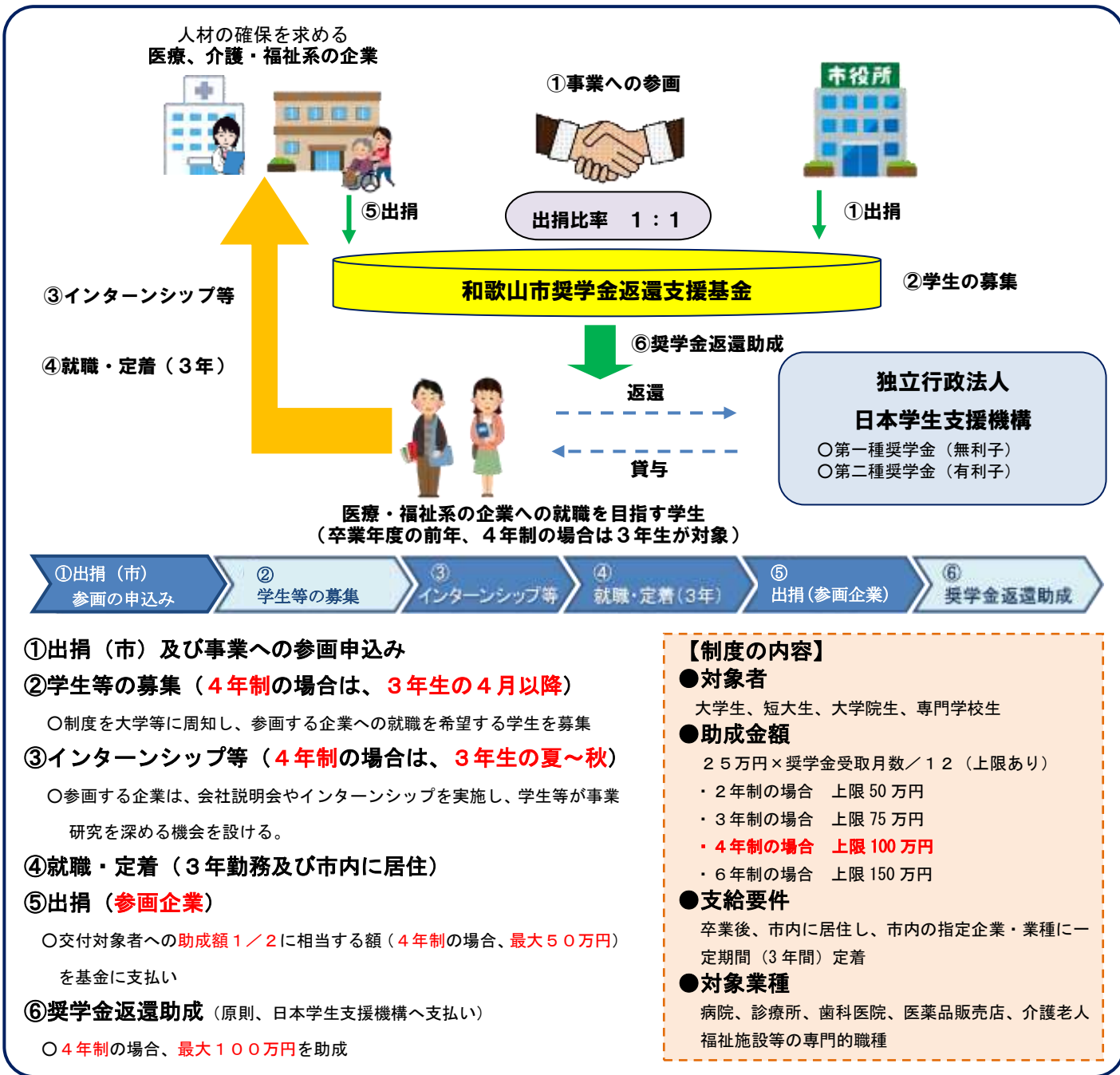


～医療、介護・福祉系の企業の皆様へ～

和歌山市奨学金返還助成制度の対象企業の募集について

医療、介護・福祉系の事業者が安定的に専門的職種の人材を確保できるよう、企業と市が連携して、学生等が借り入れた奨学金の返還を助成する制度を創設しましたので、是非ご活用ください。



①出捐（市）及び事業への参画申込み

②学生等の募集（4年制の場合は、3年生の4月以降）

○制度を大学等に周知し、参画する企業への就職を希望する学生を募集

③インターンシップ等（4年制の場合は、3年生の夏～秋）

○参画する企業は、会社説明会やインターンシップを実施し、学生等が事業研究を深める機会を設ける。

④就職・定着（3年勤務及び市内に居住）

⑤出捐（参画企業）

○交付対象者への助成額1/2に相当する額（4年制の場合、最大50万円）を基金に支払い

⑥奨学金返還助成（原則、日本学生支援機構へ支払い）

○4年制の場合、最大100万円を助成

参画の主な要件：次の要件を満たす企業であること

- 医療、介護・福祉系の法人…病院、診療所、歯科医院、医薬品販売店、介護老人福祉施設等
- 和歌山市内に本社又は事業所等を有する企業（薬局等）
- 新卒採用において、専門的職種（看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、社会福祉士など）の人材の採用を予定している企業
- 採用した人材が定着（市内に居住し、3年勤務）した段階で、助成金の2分の1（4年制大学：最大50万円、6年制大学：最大75万円）を出捐する企業

和歌山市 総務局 総務部 総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 Tel : 073-435-1018 Fax : 073-423-4625

制度についてご説明にお伺いします！お気軽にご連絡ください！

～参画していただいた場合の今後の流れ～

【11月～12月】

企業 和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書等を提出



【翌年1月以降】

市 参画いただいた事業者のリストを本市ホームページで公表

企業 自社のホームページや広報物を活用し、学生への本制度の周知のご協力



【翌年4月以降】

市 本制度を活用したい学生等の募集

参画企業のリストを持って大学等に訪問予定ですので、企業の紹介にもつながります！



【翌年7月以降】

市 本制度に応募があった奨学金を借りている学生等（交付対象者）の情報を参画企業に提供



【翌年7月以降】

企業 交付対象者からインターンシップ等の申し入れがあれば、開催するなど、交付対象者が企業研究できる機会の提供に努める

就職後のミスマッチを防ぎます！



【2年後の4月～就職活動】

企業 交付対象者を採用していただいた場合

【3年後の4月 就職】

3年後に基金への出捐が必要となります！

【2年後の4月～就職活動】

企業 交付対象者採用しなかった場合

基金への出捐は不要です！



【6年後の7月頃（予定）】

企業 助成金額の2分の1を和歌山市奨学金返還支援基金に出捐

人材が定着した場合に限る支払いであり、法人税は全額損金扱いとなります！

市 交付対象者が市内に居住し、継続して3年勤務した際に助成金を交付

専門的職種の人材の確保に、本制度を是非ご活用ください！！